

日南市小規模事業契約希望者登録制度の概要

【制度の目的】

この登録制度は、市との修繕や物品の売買等を希望する市内事業者を登録して、受注の機会を拡大し、市内経済の活性化を図ることを目的とするものです。

【契約の範囲】

小規模事業の範囲は、市が発注する公共施設（市庁舎、市営住宅、小中学校、市立保育所、支所、出張所、公民館等）又は物品の修繕や購入等のうち、

- 1 内容が軽易で履行の確保ができるもの
 - 2 1件の予定金額が30万円以下のもの
- です。

【登録の対象】

市内に主たる事業所又は住所を有する事業者であれば、建設業許可の有無や経営組織の形態、従業員数は問いません。

ただし、次のいずれかに該当する事業者は申請の対象から除かれます。

- 1 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ていない者
- 2 契約を履行するために必要な資格や免許等を取得していない者
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員との関係がある者
- 4 市税を滞納している者

なお、建設工事等の競争入札参加資格審査申請書を提出している事業者は申請の必要はありません。

【申請方法】

申請書類は次のとおりです。

- 1 小規模事業契約希望者登録申請書（様式第1号）
- 2 登録希望の業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- 3 税務課が発行した市税の納税（完納）証明書（法人格を有する事業者の場合は、事業所と代表者個人の分とそれぞれ必要となります。）
- 4 申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は市民課が発行した代表者の身分証明書（写し可）
- 5 誓約書（様式第2号）
- 6 申請者が法人の場合は法務局に登録した印鑑証明書、個人の場合は代表者の印鑑証明書（市民課発行）、なお、印影が鮮明で等倍のものであれば写し可
- 7 使用印鑑届（様式第3号）

【有効期間】

登録の有効期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

【契約者の選定】

登録者名簿は庁内に公開し、修繕等が必要となってから、担当課がその内容や程度、業種をみて発注する際の参考とします。ただし、登録をしたことにより見積り参加や契約を約束するものではありません。

【代金の支払い】

代金の支払いは、完成検査に合格した後、請求書を受けてから30日以内です。

なお、前金払・部分払はありません。

【名簿の公表】

この登録制度では、登録制度の透明性を確保するために、登録事業者の名簿をホームページにて公表します。

（小規模事業の種類及び具体例）

No.	業種	修 繕 の 例 示
1	土 木 関 係	防護柵修繕、舗装修繕、交通安全施設修繕、垣根修繕等
2	建 築 関 係	大工修繕、型枠修繕、造作修繕、左官修繕、モルタル修繕、タイル張り等
3	電 気	電気・照明設備修繕、照明器具修繕、送配電設備修繕、受電・配電盤修繕等
4	管	冷暖房設備修繕、空調設備修繕、給排水・給湯設備修繕、厨房設備修繕、水洗便所設備修繕、ガスパイプ配管修繕、ダクト修繕等
5	板 金	板金加工修繕、建築板金修繕等
6	建 具	ガラス修繕、サッシ修繕、シャッター修繕、金属製・木製建具修繕等
7	塗 装	塗装、ライニング、布張り仕上げ、路面表示等
8	内 装	インテリア修繕、天井仕上げ修繕、内装間仕切り修繕、カーテン・ブラインド修繕等
9	車 両	自動車・バイク・自転車等修理等
10	精 密 機 器	パソコン・プリンター修理、デジタルカメラ修理等
11	機械・器具	冷蔵庫・テレビ等の家庭用電化製品修理、工作機器修理、楽器修理等
12	そ の 他	上記に当てはまらない修繕や物品の売買等